

## 災害時における廃棄物収集運搬に関する協定の締結について

### 1 目的

江別市域内及び札幌圏に災害が発生した場合を想定し、廃棄物の収集運搬について、協力を要請する手続等を定める。

### 2 締結先

江別リサイクル事業協同組合 代表理事 齋 木 良 一  
(江別市工業町1 1 番地の7)

### 3 締結日

平成26年2月3日(月)

### 4 主な協定内容

- (1) 災害時において、収集運搬を必要とするときは、協力を要請することができる。
- (2) 市より収集運搬及びこれに関連する業務を受託している場合は、本協定に基づく協力はこれに優先する。
- (3) 要請があったときは、必要な人員・車両等を調達し、市の指示に従い収集運搬を実施する。
- (4) 締結者は、市の要請に支障をきたさないよう、日ごろから必要な人員・車両等の調達計画に努めるものとする。

# 札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定の 締結について

## 1 目 的

札幌圏7市町村で大量の震災等廃棄物が発生した場合を想定し、協力して処理するための具体的な相互支援内容を定めることで、被災市町村の廃棄物処理や復旧活動を円滑に遂行することができる。

## 2 締結市町村

札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村

## 3 締 結 日

平成26年2月7日（金）

## 4 主な相互支援内容

- (1) 自らの業務に支障がない範囲において、可能な限り他市町村の廃棄物処理を支援する。
- (2) 震災廃棄物を処理する廃棄物処理施設は、可能な限り、市町村内の施設を利用できるよう調整する。
- (3) 震災廃棄物の仮置場は、相互利用等の支援を行うことができる。
- (4) 震災廃棄物を運搬する収集運搬車両は、平時から確保している車両による支援に努める。
- (5) 仮設処理施設の導入が必要な場合は、相互利用を検討の上、計画立案する。
- (6) 被害が甚大で、市町村間において支援に関する調整が必要となる場合、また、事業者団体等への支援を要請する場合、必要に応じ、連絡会議の事務局である札幌市が窓口となり調整を行う。
- (7) 道路運行状況や除雪状況等、廃棄物処理に係る必要な情報は連絡会議に集約し共有する。